



第46期 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時:2019年5月16日(木曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所:名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会5階 大ホール



マックスバリュ中部株式会社

証券コード:8171

招集ご通知

株主の皆さまへ

証券コード 8171
2019年4月26日

名古屋市中区錦一丁目18番22号
マックスバリュ中部株式会社
代表取締役社長 鈴木 芳知

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年5月15日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

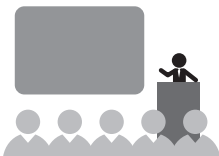
1. 日 時 2019年5月16日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会5階 大ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
[報告事項]
 - 1.第46期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第46期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
[決議事項]
 - 第1号議案 吸収合併契約承認の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mv-chubu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表、第1号議案「吸収合併契約承認の件」に記載すべき事項のうち、マックスバリュ東海株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mv-chubu.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2019年5月15日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のご案内(3頁)をご参照の上、パソコンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2019年5月15日(水曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	41
連結計算書類	
連結貸借対照表	65
連結損益計算書	66
連結株主資本等変動計算書	67
計算書類	
貸借対照表	68
損益計算書	69
株主資本等変動計算書	70
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	72
会計監査人の監査報告書 謄本	73
監査役会の監査報告書 謄本	74

■インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットをご利用の株主の皆さまへ

議決権行使の方法及び取り扱いについて

- 1.インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。インターネット接続環境によつては、ご利用いただけない場合がございます。
- 2.上記により議決権行使ウェブサイトにアクセスされますと、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
- 3.インターネットによる議決権の行使は、2019年5月15日（水曜日）午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいようお願い申し上げます。
- 4.インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使として取り扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。
- 5.議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

- 1.パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2.今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただきます。

インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル 電話 0120-652-031
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収合併契約承認の件

当社とマックスバリュ東海株式会社（以下「MV東海」といいます。）は、2019年4月10日開催の両社取締役会において、MV東海を存続会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日付で合併契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本合併契約の承認をお願いするものであります。

なお、本議案をご承認いただきますと、MV中部株式は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従って、2019年8月29日付で上場廃止（最終売買日は2019年8月28日）となる予定です。

1. 合併を行う理由

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化としては、所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のを食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した商品、店舗、サービスの提供が益々重要となってきております。ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

当社は、少子高齢化や女性の社会進出、働き方改革などの社会の変化もあり、お客さまのライフスタイルが日々変化する中で、それらに伴う多様なニーズに応えるべく、成長のエンジンである「新規出店」「既存店の改装」に注力し、地域に密着した「おいしい」商品の品揃え、サービスの充実を進め、お客さまに満足していただける店舗作りに取り組む中、今後の競争力を高めていくためには、さらなる事業規模の拡大、商品力・サービス力の強化が不可欠であると認識しております。

MV東海においては、お客さまのライフスタイルや少子高齢化・少人数世帯の増加、女性の社会進出といった社会構造の変化、他業種を含む競争の激化など、食品スーパーマーケットを取り巻く環境は常に変化していることを踏まえ、日々多様化するお客さまのニーズに応え、お客さま

の健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービス提供の実現に取り組む中、地域・個店の特色を活かした地域密着経営の推進により今後の競争力を高めていくためには、さらなる事業規模の拡大や利益率の向上が必要であり、それらを実現するにあたっては、事業展開エリアの拡大やエリア内でのシェア拡大、同時に商品開発力や商品調達力の強化が不可欠であると認識しておりました。

当社及びMV東海の展開地域は神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県及び滋賀県（以下、総称して「東海中部エリア」といいます。）にあり、それぞれのエリアでドミナントを形成しながら地域密着をキーワードに掲げ、時流の変化とともにグループ内外のSM企業との統合などを経て、事業規模の拡大を推進してまいりました。

そのような中、MV東海及びMV中部の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は、今後、このような「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来のGMSなどの大型店をベースとした物流センターやプロセスセンターの、地域SMごとに最適な形への変革、バリューチェーンの構築、地域における地元商品の発掘・振興、独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、テクノロジーを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが必須な状況と考え、2017年12月に発表した、2020年に向けたグループ中期経営方針において、各地域でグループのSM企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに5,000億円の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する方向性を示しました。

このような経営環境のもと、上記SM改革の方針に基づき、当社は、MV東海との統合により、現在の事業展開エリアと地理的親和性が高いエリアでの事業規模の拡大が可能となること、豊富な農産物・水産物の産地であり、物流上も要衝となる静岡県を発祥として蓄積してきたMV東海の商品ノウハウを商品力強化に活用できること、また、相互に蓄積してきたサービスに関するノウハウの共有が両社のサービス力強化に活用できると判断したこと、加えて統合に先立ち両社におけるディスカウントストア事業（以下「DS事業」といいます。）をイオンビッグ株式会社（以下「イオンビッグ」といいます。）へ移管し収益性の高いSM事業に経営資源を集中することで利益率向上に繋がると判断いたしました。

多様かつ複雑化が顕著な環境変化を乗り越え、東海中部エリアならではのローカライズされた地域密着経営を具現化することにより、両社の企業価値向上に資するものであるのみならず、イオングループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、本合併契約の締結に至っております。

2. 合併契約の内容の概要

2019年4月10日に締結をいたしました合併契約書の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

マックスバリュ東海株式会社（以下「甲」という。）とマックスバリュ中部株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法及び当事会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

2 本合併による吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は下記のとおりである。

記

（1）吸収合併存続会社

商号 マックスバリュ東海株式会社

住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

（2）吸収合併消滅会社

商号 マックスバリュ中部株式会社

住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号

第2条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

（1）株式の交付

甲は、本合併に際して、本合併の効力発生直前の時（以下「基準時」という。）における乙の株主（乙を除く。以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式（会社法第785条に基づき買取請求された株式を除く。以下「対象株式」という。）に代わり、対象株式の合計数に0.59を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

（2）株式の割当て

甲は、本合併に際して、対象株主に対して、対象株式1株につき甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第3条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当て）

（1）新株予約権の交付

甲は、本合併に際して、基準時において別紙1の表（以下「別表」という。）の第2欄①乃至②に記載する乙発行にかかる新株予約権を保有している新株予約権者（以下「対象新株予約権者」という。）に対し、その保有する乙の新株予約権（会社法第787条に基づき買取請求された新株予約権を除く。）に代わり、基準時における当該新株予約権の残存数と同等の、別表第1欄①乃至②に記載する甲の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の割り当て

甲は、本合併に際し、対象新株予約権者に対し、その保有する別表第2欄①乃至②に記載する新株予約権1個につき本新株予約権1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本合併により甲の資本金は増加しない。準備金の額については、会社計算規則第35条に定めるところに従って、甲乙協議の上、甲がこれを定める。

第5条（効力発生日）

本合併が、その効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2019年9月1日とする。

但し、本合併手続進行上の必要性その他の事由がある場合には、甲乙の合意によりこれを変更することができる。

第6条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日時点における乙の資産・負債・権利義務の一切を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合は、予め甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第9条（従業員の承継）

甲は、効力発生日時点における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取り扱いについては別途甲乙協議して定める。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの期間に、甲又は乙の資産・負債・経営状態等に重大な変動があった場合、甲乙の協議によって本契約を変更し、又は解除することができる。この変更又は解除により、甲又は乙に損害が生じた場合でも相互に損害賠償等の請求をしないものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会の承認が得られなかった場合、若しくは、本合併のために必要な関係官庁の許認可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び専属的合意管轄）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月10日

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
〔甲〕 マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 神尾啓治 ㊟

愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号
〔乙〕 マックスバリュ中部株式会社
代表取締役社長 鈴木芳知 ㊟

第1欄			第2欄		
	名称	内容	名称	内容	新株予約権の残存数(個)
①	マックスバリュ東海株式会社第13回新株予約権	別紙2-①-1記載	マックスバリュ中部株式会社第1回新株予約権	別紙2-①-2記載	8個
②	マックスバリュ東海株式会社第14回新株予約権	別紙2-②-1記載	マックスバリュ中部株式会社第2回新株予約権	別紙2-②-2記載	25個
③	マックスバリュ東海株式会社第15回新株予約権	別紙2-③-1記載	マックスバリュ中部株式会社第3回新株予約権	別紙2-③-2記載	25個
④	マックスバリュ東海株式会社第16回新株予約権	別紙2-④-1記載	マックスバリュ中部株式会社第4回新株予約権	別紙2-④-2記載	23個
⑤	マックスバリュ東海株式会社第17回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	マックスバリュ中部株式会社第5回新株予約権	別紙2-⑤-2記載	53個
⑥	マックスバリュ東海株式会社第18回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	マックスバリュ中部株式会社第6回新株予約権	別紙2-⑥-2記載	12個
⑦	マックスバリュ東海株式会社第19回新株予約権	別紙2-⑦-1記載	マックスバリュ中部株式会社第7回新株予約権	別紙2-⑦-2記載	36個
⑧	マックスバリュ東海株式会社第20回新株予約権	別紙2-⑧-1記載	マックスバリュ中部株式会社第8回新株予約権	別紙2-⑧-2記載	63個
⑨	マックスバリュ東海株式会社第21回新株予約権	別紙2-⑨-1記載	マックスバリュ中部株式会社第9回新株予約権	別紙2-⑨-2記載	124個
⑩	マックスバリュ東海株式会社第22回新株予約権	別紙2-⑩-1記載	マックスバリュ中部株式会社第10回新株予約権	別紙2-⑩-2記載	147個
⑪	マックスバリュ東海株式会社第23回新株予約権	別紙2-⑪-1記載	マックスバリュ中部株式会社第11回新株予約権	別紙2-⑪-2記載	75個
⑫	マックスバリュ東海株式会社第24回新株予約権	別紙2-⑫-1記載	マックスバリュ中部株式会社第12回新株予約権	別紙2-⑫-2記載	124個

(注)「新株予約権の残存数」欄には、2019年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑫までの第2欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第1欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑫までの第2欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第1欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

マックスバリュ東海株式会社第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

マックスバリュ東海株式会社 第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下、「付与株式数」という。)は59株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割(または併合)の比率})$$

4. 新株予約権を行使できる期間

2019年9月1日から2023年4月30日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使できるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消滅事由等

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.（1）に規定する退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- (2) 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等において、取締役会で決議した場合には、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次の8. に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。

なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続することはできない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は、当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

以上

注 別紙2-②-1、同③-1、同④-1、同⑤-1、同⑥-1、同⑦-1、同⑧-1、同⑨-1、同⑩-1、同⑪-1、同⑫-1については、上記別紙2-①-1の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替後の文言」のとおりそれぞれ読み替えたものとする。

	名称	行使期間
別紙2-①-1の読替対象文言	マックスバリュ東海株式会社 第13回新株予約権	2019年9月1日から2023年4月30日
別紙2-②-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第14回新株予約権	2019年9月1日から2024年4月30日
別紙2-③-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第15回新株予約権	2019年9月1日から2025年4月30日
別紙2-④-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第16回新株予約権	2019年9月1日から2026年4月30日
別紙2-⑤-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第17回新株予約権	2019年9月1日から2027年4月30日
別紙2-⑥-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第18回新株予約権	2019年9月1日から2028年6月9日
別紙2-⑦-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第19回新株予約権	2019年9月1日から2029年6月9日
別紙2-⑧-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第20回新株予約権	2019年9月1日から2030年6月9日
別紙2-⑨-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第21回新株予約権	2019年9月1日から2031年6月9日
別紙2-⑩-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第22回新株予約権	2019年9月1日から2032年6月9日
別紙2-⑪-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第23回新株予約権	2019年9月1日から2033年6月9日
別紙2-⑫-1における読替後の文言	マックスバリュ東海株式会社 第24回新株予約権	2019年9月1日から2034年6月9日

マックスバリュ中部株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

マックスバリュ中部株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

6. 新株予約権を行使できる期間
2008年5月1日から2023年4月30日までとする。
7. その他新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
 - ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
 - (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
 - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
 - ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

13. 新株予約権の割当日

2008年4月1日

以上

注 別紙2-②-2、同③-2、同④-2、同⑤-2、同⑥-2、同⑦-2、同⑧-2、同⑨-2、同⑩-2、同⑪-2、同⑫-2については、上記別紙2-①-2の新株予約権規程の内容の該当箇所を次のように読み替えたものとする。

	名称	行使期間	割当日
別紙2-①-2の読替対象文言	マックスバリュ中部株式会社 第1回新株予約権	2008年5月1日から 2023年4月30日	2008年4月1日
別紙2-②-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第2回新株予約権	2009年5月1日から 2024年4月30日	2009年4月1日
別紙2-③-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第3回新株予約権	2010年5月1日から 2025年4月30日	2010年4月1日
別紙2-④-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第4回新株予約権	2011年5月1日から 2026年4月30日	2011年4月1日
別紙2-⑤-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第5回新株予約権	2012年5月1日から 2027年4月30日	2012年4月1日
別紙2-⑥-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第6回新株予約権	2013年6月10日から 2028年6月9日	2013年5月10日
別紙2-⑦-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第7回新株予約権	2014年6月10日から 2029年6月9日	2014年5月10日
別紙2-⑧-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第8回新株予約権	2015年6月10日から 2030年6月9日	2015年5月10日
別紙2-⑨-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第9回新株予約権	2016年6月10日から 2031年6月9日	2016年5月10日
別紙2-⑩-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第10回新株予約権	2017年6月10日から 2032年6月9日	2017年5月10日
別紙2-⑪-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第11回新株予約権	2018年6月10日から 2033年6月9日	2018年5月10日
別紙2-⑫-2における読替 え後の文言	マックスバリュ中部株式会社 第12回新株予約権	2019年6月10日から 2034年6月9日	2019年5月10日

3. 会社法施行規則第182条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第191条第1号)

①本合併に際して交付する株式の数及び株式の割当ての相当性に関する事項

1) 本合併に係る割当ての内容

会社名	MV東海 (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.59

(注1) 本合併に係る割当比率 (以下「本合併比率」といいます。)

MV東海は、MV中部の普通株式 (以下「MV中部株式」といいます。) 1株に対して、MV東海の普通株式 (以下「MV東海株式」といいます。) 0.59株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前 (以下「基準時」といいます。) にMV中部が保有する自己株式 (2019年2月28日現在235,388株) については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するMV東海株式会社

MV東海は、本合併によりMV東海株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。MV東海は、本合併に際して、基準時のMV中部の株主名簿に記載又は記録されたMV中部の株主 (ただし、MV中部を除きます。) に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のMV東海株式を割当て交付する予定です。したがって、MV中部の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV中部の2019年2月28日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、MV東海が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、MV東海の単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することとなるMV中部の株主の皆様におかれましては、MV東海株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度 (1単元 (100株) への買増し)

会社法第194条第1項及びMV東海の定款の規定に基づき、MV東海の単元未満株式を保有する株主の皆様が、MV東海に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元 (100株) となる数のMV東海株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

②単元未満株式の買取制度 (1単元 (100株) 未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、MV東海の単元未満株式を保有する株主の皆様が、MV東海に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、MV東海株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV中部の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、MV東海が、MV中部株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2) 割当ての内容の根拠等

①算定の基礎

MV東海の第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）は、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）、MV東海及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社の第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）は、イオン、MV東海及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、MV中部は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV東海においては、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である中西安廣氏、立石雅世氏並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、当社の企業価値向上、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、[市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV中部においては、イオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏、矢部謙介氏、並びにイオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手續の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

③存続会社の資本金及び準備金の額の相当額に関する事項

本合併により当社の資本金の額は増加しません。準備金の取扱いは、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

④対価としてMV東海の株式を選択した理由

当社及びMV東海は本合併に係る当社の株式に対する交換対価として、吸収合併存続会社となるMV東海の株式を選択しました。MV東海の株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場されており、当社の株式は名古屋証券取引所市場第二部に上場されており、当社の株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当のみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できること、及び当社株式を有する株主の皆様は吸収合併存続会社となるMV東海の株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を楽しむことが可能であることを考慮して、MV東海の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(2) 合併対価について参考となるべき事項

①MV東海の定款の内容

MV東海の定款は下記の通りであります。なお下記の定款は現時点のものであり、2019年5月24日開催予定のMV東海の第57期定時株主総会において、定款一部変更の議案が上程される予定であります。

記

マックスバリュ東海株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、マックスバリュ東海株式会社と称する。
英文では Maxvalu Tokai Co., Ltd. とする。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の売買業、問屋業、仲介業および代理業
 - (1) 食糧、砂糖、油脂、肥料、飼料およびこれらの原料、畜類、農畜水産物、その他の食料、飲料
 - (2) 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、切手、印紙、宝くじ、度量衡器、計量器および入場券・乗車船券等
 - (3) 衣料用繊維製品、各種毛皮製品およびこれらの原料
 - (4) 医薬品、医薬部外品、医療用具、工業用（毒物、劇物、アルコール、火薬類を含む）・農業用・動物用薬品、合成樹脂、化粧品、染料およびこれらの原料
 - (5) 電気・電子・通信用機器、光学・事務用機器、各種精密機器、器具、工具およびこれらの部品
 - (6) ゴム類、紙類、日用雑貨品および木材、木製品ならびにセメント・ガラスその他の窯業製品
 - (7) 美術工芸品、骨董品、貴金属類、宝石類、時計、眼鏡、墓石、碑石および神仏具
 - (8) 印刷物、出版物、書籍類、事務用品、レコード、楽器、スポーツ用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品、家具、寝具類、家庭電気製品およびその他住宅関連用品
 - (9) 前各号物品の開発および管理業
2. スーパーマーケット・百貨小売業および各種企業のビジネス活動に関する情報の収集・分析、経営指導ならびに業務受託
3. 不動産の売買および賃貸
4. プレイガイド、飲食店、クリーニング業、駐車場、倉庫業および薬局の経営
5. 一般乗用旅客自動車運送事業、貨物運送事業、利用運送事業ならびにその代理業
6. 自動車その他車両の販売（これら部品・附属品を含む）
7. コンピューターソフトウェアの企画・開発・取得・制作・売買・賃貸・斡旋・輸出入・保全ならびにこれらの仲介
8. 音声・映像のソフトウェア（映画、レコード、ビデオ・コンパクトディスク等）の売買ならびに賃貸
9. 情報の処理・提供サービス
10. クレジットカードの取扱い、割賦販売および通信販売
11. 食品成分分析、食品添加物および鮮度・変質検査、微生物・有害物質ならびに水質検査

12. 有価証券の投資・運用・仲介、金銭貸借
13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業
14. 上記各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県駿東郡長泉町に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集地)

第14条 当社は、静岡県で株主総会を開催する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 当社は取締役会の決議により、顧問および相談役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録は法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができない。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には、利息をつけない。

以上

②合併対価の換価の方法に関する事項

1) 合併対価を取引する市場

MV東海の株式は、東京証券取引所市場第二部において取引されております。

2) 合併対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

MV東海の株式は全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われておりま
す。

3) 合併対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

4) 合併対価の市場価格に関する事項

月別	2018年 9月	10月	11月	12月	2019年 1月	2月
最高株価 (円)	2,531	2,550	2,563	2,562	2,505	2,507
最低株価 (円)	2,365	2,459	2,455	2,011	2,260	2,357

5) MV東海の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

MV東海はいずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により
有価証券報告書を提出しております。

(3) 新株予約権の定め相当性に関する事項

当社及びMV東海は、両社合意のうえ、本合併に当たり、本契約書に記載のとおり、MV中部の第1回新株予約権から第12回新株予約権の各新株予約権に対し本契約書別紙2-①-1記載要領（読替表含む）に従い、それぞれ当社の新株予約権を交付いたします。上記交付の取り扱いは、MV中部の株主と新株予約権者の利益を等しく尊重する観点から、本契約書に記載の合併比率によって本合併が行われることを前提として、MV中部の新株予約権と実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものであり、相当であると考えております。

(4) 計算書類等に関する事項

①MV東海最終事業年度に係る計算書類等の内容

MV東海最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mv-chubu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

②当社及びMV東海における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1) 当社

当社はMV東海との間で2019年4月10日に本合併契約を締結いたしました。

本合併契約の内容につきましては、「合併契約書（写）」をご覧ください。

当社及びイオンビッグは、当社を吸収分割会社、イオンビッグを吸収分割承継会社として、当社が営むディスカウントストア事業に関して有する権利義務を、イオンビッグに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を2019年4月10日付で締結し、その効力は、2019年6月1日に発生する予定です。

2) MV東海

MV東海は当社との間で2019年4月10日に本合併契約を締結いたしました。

本合併契約の内容につきましては、「合併契約書（写）」をご覧ください。

MV東海及びイオンビッグは、MV東海を吸収分割会社、イオンビッグを吸収分割承継会社として、MV東海が営むディスカウントストア事業に関して有する権利義務を、イオンビッグに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を2019年4月10日付で締結し、その効力は、2019年7月1日に発生する予定です。

別紙3. 当社の第三者算定機関による分析概要

YCGは、MV東海については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社については、当社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV東海株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55~0.66
DCF法	0.51~0.72

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、MV東海株式及び当社株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、MV東海については、MV東海の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV東海の財務予測に基づき、MV東海が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、MV東海については、割引率を5.20%~5.70%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\%$ ~ 0.25% として評価しております。一方、当社については、割引率を4.37%~4.87%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\%$ ~ 0.25% として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.51~0.72として算定しております。

YCGは、合併比率の算定に際して、MV東海及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV東海及び当社

の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、MV東海及び当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV東海及び当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、YCGがDCF法による算定の前提としたMV東海から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資、不採算店舗の閉鎖等により、前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

別紙 4. MV東海の合併比率に関する第三者算定機関の分析概要

AGSコンサルティングは、MV東海については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。当社については、同社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV東海株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55～0.66
DCF法	0.45～0.68

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、MV東海株式及び当社株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、MV東海については、MV東海の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV東海の財務予測に基づき、MV東海が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、MV東海については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。一方、当社については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.45～0.68として算定しております。

AGSコンサルティングは、合併比率の算定に際して、MV東海及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV東海及び当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分

析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、MV東海及び当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、本合併の実施を前提としておらず、MV東海及び当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としておりません。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提としたMV東海から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資、不採算店舗の閉鎖等により、前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有していることを条件としつつ、当社の取締役にふさわしい人材を社内外問わず広く人選することを基準としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

すずき よしとも 1 鈴木 芳知

再任

生年月日	1957年9月14日	所有する当社の株式数	7,200株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1988年4月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2005年5月 同社執行役 2006年5月 同社常務執行役 2007年5月 イオン商品調達(株)代表取締役社長 2010年4月 イオンリテール(株)執行役員食品・デリカ商品本部長 2011年4月 同社執行役員食品商品企画本部長 2011年11月 (株)山陽マルナカ専務取締役 2013年5月 当社代表取締役社長兼執行役員 (現任) 2013年9月 当社新規事業推進本部長 2014年3月 当社商品本部長 2015年3月 当社営業本部長 2016年4月 当社開発本部長 2017年3月 当社営商サポート本部長 2017年6月 当社営業・商品・開発担当 (現任)		
取締役候補者とした理由	鈴木芳知氏はイオングループ企業における豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有し、当社の主要部門に精通する等、当社の代表取締役にふさわしい経験と能力を有しております。また、当社経営トップとしてリーダーシップを発揮し、取締役会では、最高責任者として経営方針を明確に打ち出していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	鈴木芳知氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

もちづき しゅんじ
2 望月 俊二

再任

生年月日	1955年10月5日	所有する当社の株式数	6,000株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1978年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2007年4月 当社執行役員 2007年6月 当社取締役 (現任) 財務担当 2014年5月 当社常務執行役員 (現任) 管理・総合企画本部長兼新規事業推進部長 2016年2月 当社経営管理本部長 2017年9月 当社管理・監査担当兼管理本部長 (現任)		
取締役候補者とした理由	望月俊二氏は経理・財務等の業務や経営に長年携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、常務執行役員管理・監査担当兼管理本部長としてその手腕を発揮しつつ、取締役としての立場からは、適宜的確な指導を行い当社のガバナンス体制の強化に努めていることから、取締役会の監督機能の維持・強化が期待されているため、引き続き取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	望月俊二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

ひろむら あつし
3 廣村 敦

再任

生年月日	1955年10月1日	所有する当社の株式数	7,900株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1978年4月 当社入社 2005年4月 当社執行役員 (現任) 2007年6月 当社取締役 (現任) 総合企画・情報システム担当 2009年5月 当社商品担当兼商品部長 2012年4月 当社開発担当 2013年9月 当社開発本部長 2014年3月 当社中国事業担当 (現任)		
取締役候補者とした理由	廣村 敦氏は当社の取締役総合企画・情報システム担当、商品担当兼商品部長、開発担当、中国事業担当等を歴任しており、これらの幅広い経験と能力を有しているため、当社の重要な業務執行・監督に充分貢献いただくことが期待できることから引き続き取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	廣村 敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

つくりみち まさあき
4 作道 政昭

再任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	2,600株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1992年3月 北陸ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2013年3月 当社第2営業部長 2014年3月 当社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 当社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 当社商品本部長 2015年5月 当社取締役兼執行役員 (現任) 2017年3月 当社畜産部長 2017年9月 当社マックスバリュ事業本部長 (現任)		
取締役候補者とした理由	作道政昭氏は当社の営業部長、営業本部副本部長兼業務改革担当、商品本部長、マックスバリュ事業本部長等を歴任し、これらの経験と専門的能力を有しているため、当社の重要な業務執行・監督に充分貢献いただくことが期待できることから引き続き取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	作道政昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

たかしま けんいち
5 高島 健一

再任

社外取締役就任年数 4年

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1947年10月2日	所有する当社の株式数	0株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1976年9月 本田技研工業(株)入社 1979年9月 ホンダドイツGmbH副社長CFO 1996年6月 本田技研工業(株)財務部長 1998年6月 同社取締役経理部長 2000年6月 同社常勤監査役 2003年6月 同社特別顧問 2010年4月 年金積立金管理運用独立行政法人常勤監事 2014年6月 日立造船(株)社外監査役 (現任) 2015年5月 当社社外取締役 (現任)		
社外取締役候補者とした理由	高島健一氏は上場会社での財務・経理部門の経験と取締役、監査役等の要職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社のグループ経営及びガバナンス体制の強化に貢献いただいております。今後も取締役会の監督機能の維持・強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	高島健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、高島健一氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任につき、法令が定める額を限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

やべ けんすけ
6 矢部 謙介

再任

社外取締役就任年数 1年

社外取締役候補者

独立役員
 候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	0株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1997年 4月 ㈱三和総合研究所 (現三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱) 入社 1999年 7月 同社コンサルタント 2002年 1月 ㈱ローランド・ベルガー シニアコンサルタント 2003年 1月 同社プロジェクト・マネジャー 2008年 4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授 2010年 4月 同学商学部教授 2011年 4月 中京大学経営学部准教授 2016年 4月 同学経営学部教授 (現任) 2018年 5月 当社社外取締役 (現任)		
社外取締役候補者 とした理由	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、リストラクチャリング、業績評価システムの導入や中期経営計画策定支援、新規事業立ち上げ支援などの経営コンサルティング業務に従事され、また、大学の商学部教授、経営学部教授を務められています。これらの企業経営に関する専門的な知識・経験を活かし、当社のグループ経営及びガバナンス体制の強化に貢献いただけることが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	矢部謙介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、矢部謙介氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任につき、法令が定める額を限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 清水良寛氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しみず よしひろ

清水 良寛

再任

社外監査役就任年数 8年

社外監査役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1974年4月28日	所有する当社の株式数	0株
略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	1997年4月 福岡地方裁判所入庁 2003年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士(現任) 2011年4月 当社社外監査役(現任) 2015年6月 株式会社サンユウ社外取締役(現任)		
社外監査役候補者 とした理由	清水良寛氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年1ヶ月となります。		
特別の利害関係	清水良寛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、清水良寛氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任につき、法令が定める額を限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

以上

事業報告 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経営環境は、緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費は伸び悩み、米国の金融・通商政策による世界経済への影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。当社が属する食品小売業界においては、Eコマース市場の成長が加速し、ドラッグストアやディスカウントストアなど異業種異業態の高速出店による競争の激化や人員不足感の高まりを受け、経営環境は一層厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は「ハレの日から普段使いまで、毎日のおいしい食卓をご提供する近くて便利なスーパーマーケット」の実現を目指し、様々な取り組みを進めております。

【新規出店・既存店の改装】

新規出店では、7月に「ザ・ビッグ エクスプレス楠店」(名古屋市北区)、10月に「ザ・ビッグ エクスプレス南陽店」(名古屋市港区)、「マックスバリュ大津月輪店」(滋賀県大津市)の3店舗を出店しました。また、ネットスーパーを新規に3店舗で開始し、実店舗とネット販売で売上シェアの拡大を図りました。

既存店の改装では、地域特性やライフスタイルの変化に対応した改装を17店舗で実施し、収益力の向上に注力しました。4月に改装した旗艦店舗「マックスバリュ グランド千種若宮大通店」(名古屋市千種区)では、大規模な設備投資を行い、店内製造の干物、インスタサラダの量り売りや出来立てピザの販売、減塩・糖質オフ・オーガニックなどのトレンドカテゴリーのコーナー化に取り組みました。9月に改装した「マックスバリュ名張店」(三重県名張市)では、売場面積を拡大し、生鮮食品やトレンドカテゴリーの品揃えを拡充しました。また、11月に改装した「マックスバリュ学園前店」(三重県松阪市)では、特に農産・畜産部門の売場を拡大しました。また、普段使いの商品をお値打ち価格でご提供し、これまでより広域から多くのお客さまにご来店いただいております。

【商品力・営業力の強化】

新規商品開発では、カロリーオフや栄養バランスのとれた健康志向に対応した商品の開発に取り組むとともに、デリカ部門のベーシック商品のリニューアルを進めました。また、節約志向への対応では、「家計応援」と題した価格訴求を継続して実施し、競争店との差別化に取り組んでおります。

販売促進では、客数・客単価アップを図るために、お客さまのニーズに合った商品をお値打ちにご提供する「マックスサンデー」を月初めの日曜日に開催しております。

システム面では、商品発注業務の効率化と発注精度向上による機会ロス・値引きロスの改善を図るために発注の自動化を進めるとともに、レジシステムの更新やお支払いセルフレジを導入し、お客さまのレジ待ち時間の削減やレジ業務の効率化に取り組んでおります。

店舗サービスでは、宅配便をご都合のよい時間に受け取れるロッカーサービス「PUDOステーション」の設置を9月より開始し、お客さまの利便性の向上を図っております。

【人材育成】

商品化技術を向上させるために生鮮部門の技術認定を継続して実施しております。また、商品の基礎的知識・調理方法の知識を習得する「ちゃんとごはんセミナー」を開催し、お客さまにバランスの良い食事と旬のおいしい商品をご提案できる従業員の育成を進めております。さらに、従業員が認知症の方やそのご家族をサポートできるように、認知症サポーター養成講座の受講を推進しております。

【連結子会社】

永旺美思佰樂（江蘇）商業有限公司では、3月に「マックスバリュ樂園店」（蘇州市高新区）を閉店し、4月に「マックスバリュ城市生活広場店」（蘇州市姑蘇区）、12月に「マックスバリュ尹山湖店」（蘇州市吳中区）を新規出店しました。また、デリカ食品株式会社では、名物商品の「やみつきいなり」のリニューアルやオリジナル弁当の新商品開発に取り組みました。

以上のような取り組みを行った結果、当連結会計年度の営業収益（売上高とその他の営業収入の合計）は1,785億43百万円（前年同期比0.1%増）となりました。営業利益は31億37百万円（前年同期比8.6%減）、経常利益は33億94百万円（前年同期比8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億6百万円（前年同期比5.5%増）となりました。

部門別の売上高の状況

部門別の売上状況は、次のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)	
	売上高 (百万円)	前期比 (%)
生 鮮 食 品		
農 産	19,815	102.0
水 産	11,123	101.4
畜 産	14,852	101.5
デ イ リ	45,859	99.9
デ リ カ	17,816	100.8
小 計	109,468	100.8
グ ロ サ リ ー		
一 般 食 品 ・ リ カ ー	40,044	99.3
菓 子	8,837	98.9
ノ ン フ ー ズ	8,948	98.8
小 計	57,830	99.2
そ の 他	6,768	97.8
合 計	174,067	100.1

(2) 環境保全・社会貢献活動の状況

当社は「社会のお役に立つ」という経営理念のもと、よき企業市民として社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるため、環境保全活動や社会貢献活動に取り組んでおります。

環境保全活動

CO₂排出削減や循環型社会への取り組みとして、空調設備・冷凍冷蔵設備・照明設備等の省エネ設備の導入、ペットボトル・アルミ缶・食品トレイ・牛乳パック等の店頭回収、食品循環資源のリサイクルループ構築等のリサイクル活動を積極的に推進しております。

植樹活動では、10月にマックスバリュ大津月輪店の開店に先駆けて「イオン ふるさとの森づくり」植樹祭を開催し、近隣にお住まいのお客さまにご参加いただき、店舗の敷地に870本の木を植え、当社の植樹本数は累計約8万3千本となりました。

レジ袋削減の取り組みでは、2007年9月以降、行政や市民団体と協働でレジ袋無料配布中止を推進しており、レジ袋無料配布中止に伴い有料で販売したレジ袋の収益金は自治体や市民団体を通じて環境保全や地域貢献に役立てられております。

お客さまに環境保全について考えていただくことを目的として、当社主催の環境フェスティバルを、2018年6月に多気クリスタルタウンショッピングセンター、10月にイオンタウン名西にて開催しました。当社の環境保全への取り組み紹介のほか、お取引先様や地域のボランティア団体様にも出展いただき、「環境保全」をテーマに工作やクイズ、パネル展示で大人も子どもも楽しみながら環境保全について考えていただく機会としています。また、10月の「3R推進月間」に合わせ、食品ロス削減キャンペーンの啓発活動を行いました。その一環として、名古屋市の市民団体「生ごみださないプロジェクト」様に環境フェスティバルの出展と、マックスバリュ グランド千種若宮大通店内「ちゃんとごはんスタジオ」にて生ごみを出さない料理教室を実施していただき、生ごみの削減について地域の方に考えていただく機会となりました。今後も行政や諸団体と連携し、継続的な環境保全に向けた取り組みを行ってまいります。

社会貢献活動

当社は地域への社会貢献活動に積極的に取り組み、イオン各社との連携により毎月11日を「イオン・デー」として社会貢献活動に取り組む日としております。「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」では、お客さまより投函いただいたレシート合計金額の1%相当の物品を参加登録1,232団体に寄付させていただきました。また、各事業所では「クリーン活動」に取り組み、事業所周辺の道路清掃を行っております。

お客さまに安全・安心にお買物をしていただける環境作りを目的とし、従業員の認知症サポーター養成にも取り組み、養成講座の受講人数は3,548名となりました。当社では、新規開店する店舗の従業員が防犯訓練や消防訓練に参加するほか、店舗に設置するAED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法を学ぶ講習も受講しております。

当社はお客さまと直に接することができる小売業の事業特性を活かし、「平成30年7月豪雨災害緊急支援募金」「平成30年北海道胆振東部地震緊急支援募金」などの募金活動を実施し、その総額は14百万円となりました。

12月にはイオンタウン名西にて、東日本大震災の被災地復興支援「心をつなぐプロジェクト」のイベントをイオンタウン株式会社と合同で開催し、「福島ひまわり里親プロジェクト」としてひまわりの種をNPO法人「チームふくしま」様に贈呈しました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は28億75百万円となりました。これは主に次の店舗の新設等によるものであります。

開 店 日	名 称	所 在 地
2018年4月28日	マックスバリュ城市生活広場店	中華人民共和国 江蘇省蘇州市
2018年7月28日	ザ・ビッグ エクスプレス楠店	名古屋市北区
2018年10月13日	ザ・ビッグ エクスプレス南陽店	名古屋市港区
2018年10月25日	マックスバリュ大津月輪店	滋賀県大津市
2018年12月22日	マックスバリュ尹山湖店	中華人民共和国 江蘇省蘇州市

(4) 資金調達の状況

設備投資に係る必要な資金は、自己資金及び借入金によりまかなっております。

(5) 対処すべき課題

お客さまの価値観や志向の多様化、節約志向の定着等を背景とした個人消費の伸び悩み、異業種も含めた競争環境の激しさが増すことや、少子高齢化による消費・生産人口の減少、人手不足に伴う採用難、人件費や電気料金の上昇等、引き続き厳しい経営環境が予想されます。こうした状況の中、当社グループが経営戦略を実現するための対処すべき課題は以下のとおりです。

① 商品力・営業力の強化

商品面では生鮮食品の商品調達を見直し、鮮度・品質の改善、物流コストの削減、特にデリカ部門では新規商品の開発に注力します。営業面では陳列什器、厨房機器、買物什器、備品、お支払いセルフレジなどを導入し、お客さまにさらに快適なお買物環境をご提供するとともに、店舗作業を効率化し生産性の向上を図ります。また、デジタルコンテンツの充実を図り、販売促進の効果・効率を高め、営業力を強化してまいります。さらに、名古屋市内でのネットスーパー利用エリアの拡大、ネットショップでの予約販売強化、宅配便受け取りロッカーサービスの設置等、サービス機能を充実させてまいります。

② 出店エリアのシェア拡大

当社の展開エリアにおいて地域密着経営を推進し、出店拡大に向けて競争優位性を発揮する店舗モデルを確立し、強固なドミナントエリアを形成してまいります。

③ 人事制度、教育制度改革

従業員の有する多様なスキルや能力、価値観を活かして新しい価値を創造する「ダイバーシティ経営」を基軸に、働き甲斐のある公正公平な人事制度を構築してまいります。また、個人の能力を最大限に発揮するため、キャリアプランを前提とした職種・職位・職階に求められる知識、能力を体系的に習得できる教育制度を構築してまいります。

④ 経費構造改革

店舗運営コストの見直しを図り、販売費及び一般管理費の適正化を進めるとともに、本社経費についても、業務プロセスの改善やIT化を推進することで、収益構造の改善を図ってまいります。

⑤ マックスバリュ東海株式会社との経営統合

経営統合シナジーを発揮するために、経営統合前に集中的に協議を行う統合準備委員会及び統合分科会を設置し、経営統合後の体制、統合効果、営業政策、商品政策等を検討してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第43期 (2015年 3月 1日から 2016年 2月29日まで)	第44期 (2016年 3月 1日から 2017年 2月28日まで)	第45期 (2017年 3月 1日から 2018年 2月28日まで)	第46期 (当期) (2018年 3月 1日から 2019年 2月28日まで)
営 業 収 益 (百万円)	173,902	177,396	178,347	178,543
経 常 利 益 (百万円)	3,194	4,150	3,128	3,394
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,310	2,034	1,713	1,806
1株当たり当期純利益 (円)	41.42	64.40	54.22	57.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	41.29	64.20	54.06	57.23
総 資 産 (百万円)	47,991	49,160	47,909	47,922
純 資 産 (百万円)	16,396	17,879	18,900	20,040
1株当たり純資産 (円)	515.59	561.50	593.46	631.22

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第43期 (2015年 3月 1日から 2016年 2月29日まで)	第44期 (2016年 3月 1日から 2017年 2月28日まで)	第45期 (2017年 3月 1日から 2018年 2月28日まで)	第46期 (当期) (2018年 3月 1日から 2019年 2月28日まで)
営 業 収 益 (百万円)	171,739	175,783	176,909	177,386
経 常 利 益 (百万円)	3,665	4,319	3,152	3,501
当 期 純 利 益 (百万円)	846	1,759	1,598	1,569
1株当たり当期純利益 (円)	26.75	55.68	50.61	49.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	26.67	55.50	50.46	49.73
総 資 産 (百万円)	47,264	48,472	47,200	47,004
純 資 産 (百万円)	16,226	17,669	18,639	19,690
1株当たり純資産 (円)	511.33	556.66	589.78	622.98

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を21,140千株（議決権比率67.12%）保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「資金の貸付」の取引を行っておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

上記の取引における利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しており、取締役会としても利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
永旺美思佰樂（江蘇）商業有限公司	160百万人民币	80.00%	食品スーパーマーケットの経営
デリカ食品株式会社	20百万円	100.00	寿司・米飯・惣菜等の製造業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社グループは、食料品、日用雑貨品等の小売販売を主体とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務及び食料品の製造、加工等を行っております。

(9) 主要な拠点等 (2019年2月28日現在)

① 当社

本社事務所	名古屋市中区錦一丁目18番22号
三重事務所	三重県松阪市大町255番地の1
店舗	愛知県 53店舗
	岐阜県 8店舗
	三重県 52店舗
	滋賀県 7店舗

(注) 1. 当期の新設店舗

2018年7月28日	ザ・ビッグ エクスプレス楠店	名古屋市長区
2018年10月13日	ザ・ビッグ エクスプレス南陽店	名古屋市港区
2018年10月25日	マックスバリュ大津月輪店	滋賀県大津市

2. 当期の閉店店舗
なし

② 子会社

永旺美思佰樂 (江蘇) 商業有限公司

本社	中華人民共和国江蘇省蘇州市高新区竹園路209号
店舗	江蘇省蘇州市 2店舗

(注) 1. 当期の新設店舗

2018年4月28日	マックスバリュ城市生活広場店	中華人民共和国江蘇省蘇州市
2018年12月22日	マックスバリュ尹山湖店	中華人民共和国江蘇省蘇州市

2. 当期の閉店店舗

2018年3月31日	マックスバリュ樂園店	中華人民共和国江蘇省蘇州市
------------	------------	---------------

デリカ食品株式会社

本社及び工場	三重県松阪市大町185番地の1
北勢プロセスセンター	三重県四日市市河原田町字溝東1077番地の11

(10) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,409名	52名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、上記使用人のほかパートナー社員（パートタイマー他）は5,101名（但し、1日8時間換算による）であります。
2. 使用人数には受入出向者11名を含んでおります。

(11) 主要な借入先 (2019年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社三重銀行	417 百万円
株式会社百五銀行	166
株式会社大垣共立銀行	116
明治安田生命保険相互会社	100
株式会社第三銀行	83

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年9月1日を効力発生日としてマックスバリュ東海株式会社を存続会社とする合併契約を締結し、本株主総会において、決議事項第1号議案としてご提案しております。

また、当社は2019年6月1日を効力発生日としてディスカウントストア事業のうち、13店舗に関して有する権利義務等を、吸収分割の方法によりイオンビッグ株式会社に承継を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,734,623株 (自己株式235,388株を含む)
- (3) 株 主 数 22,096名
- (4) 単元株式数 100株

(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	21,140 ^{千株}	67.11 [%]
株 式 会 社 百 五 銀 行	662	2.10
株 式 会 社 第 三 銀 行	631	2.00
三 菱 食 品 株 式 会 社	599	1.90
株 式 会 社 ウ メ モ ト	486	1.54
マ ッ ク ス バ リ ュ 中 部 取 引 先 持 株 会	392	1.24
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	385	1.22
竹 内 晶 子	325	1.03
マ ッ ク ス バ リ ュ 中 部 従 業 員 持 株 会	311	0.98
加 藤 産 業 株 式 会 社	300	0.95

(注) 持株比率は自己株式 (235,388株) を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	保有者数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2008年4月1日)	2008年5月1日～ 2023年4月30日	8個	普通株式 800株	取締役 1名	1株当たり 788円	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2009年4月1日)	2009年5月1日～ 2024年4月30日	25個	普通株式 2,500株	取締役 1名	1株当たり 788円	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2010年4月1日)	2010年5月1日～ 2025年4月30日	25個	普通株式 2,500株	取締役 1名	1株当たり 760円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2011年4月1日)	2011年5月1日～ 2026年4月30日	23個	普通株式 2,300株	取締役 1名	1株当たり 699円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2012年4月1日)	2012年5月1日～ 2027年4月30日	23個	普通株式 2,300株	取締役 1名	1株当たり 727円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (2013年5月10日)	2013年6月10日～ 2028年6月9日	12個	普通株式 1,200株	取締役 1名	1株当たり 832円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (2014年5月10日)	2014年6月10日～ 2029年6月9日	36個	普通株式 3,600株	取締役 2名	1株当たり 1,077円	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2015年5月10日)	2015年6月10日～ 2030年6月9日	51個	普通株式 5,100株	取締役 3名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第9回新株予約権 (2016年5月10日)	2016年6月10日～ 2031年6月9日	124個	普通株式 12,400株	取締役 4名	1株当たり 991円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (2017年5月10日)	2017年6月10日～ 2032年6月9日	124個	普通株式 12,400株	取締役 4名	1株当たり 1,132円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (2018年5月10日)	2018年6月10日～ 2033年6月9日	63個	普通株式 6,300株	取締役 4名	1株当たり 1,328円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

なお、2019年4月10日開催の取締役会において、当事業年度に係る職務執行の対価として当社取締役に対して、2019年5月10日にマックスバリュ中部株式会社第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することといたしました。その主要な事項は次のとおりであります。

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる 株式の種類 及び数	交付され る者の人 数	発行価額	行使価額
第12回新株予約権 (2019年5月10日)	2019年6月10日～ 2034年6月9日	124個	普通株式 12,400株	取締役 4名	割当日にお ける会計上 の公正な価 額	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件

上記と同様

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 芳 知	執行役員営業・商品・開発担当
取締役	望 月 俊 二	常務執行役員管理・監査担当兼管理本部長
取締役	廣 村 敦	執行役員中国事業担当
取締役	作 道 政 昭	執行役員マックスバリュ事業本部長
取締役	高 島 健 一	日立造船株式会社 社外監査役
取締役	矢 部 謙 介	中京大学経営学部 教授
常勤監査役	太 田 年 和	マックスバリュ東北株式会社 社外監査役
監査役	清 水 良 寛	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士、株式会社サンユウ 社外取締役
監査役	本 間 三 男	イオンリテール株式会社 常勤監査役
監査役	福 井 恵 子	株式会社光洋 常勤監査役

- (注) 1. 取締役 岡田邦和、羽石清美の両氏は、2018年5月16日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査役 山崎 猛氏は、2018年5月16日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 監査役 井上義信氏は、2018年5月16日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 2018年5月16日開催の第45期定時株主総会において、新たに矢部謙介氏が取締役を選任され就任いたしました。
5. 2018年5月16日開催の第45期定時株主総会において、新たに太田年和、福井恵子の両氏が監査役を選任され就任いたしました。
6. 取締役 高島健一、矢部謙介の両氏は社外取締役であります。
7. 監査役 清水良寛、福井恵子の両氏は社外監査役であります。
8. 当社は、取締役 高島健一、矢部謙介の両氏及び監査役 清水良寛氏を名古屋証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役 高島健一、矢部謙介の両氏及び社外監査役 清水良寛氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	102 (9)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	20 (8)
合 計 (うち社外役員)	14 (7)	122 (18)

- (注) 1. 支給額には、2019年4月10日開催の取締役会決議により、2019年5月10日に株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役4名16百万円）及び役員業績報酬引当金繰入額（取締役5名16百万円）を含んでおります。
2. 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針
取締役（社外取締役を除く）の役員報酬は、定額報酬、業績報酬、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）で構成しております。社外取締役については定額報酬としております。これら報酬の水準は、当社の業績や個人の実績、貢献度を考慮し、取締役会で決定しております。監査役の報酬は、定額報酬とし、常勤・非常勤等を勘案して、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 高島健一氏は、日立造船株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社の間には取引その他の関係はありません。
- ・取締役 矢部謙介氏は、中京大学経営学部教授を兼務しております。同大学と当社の間には取引その他の関係はありません。
- ・監査役 清水良寛氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士及び株式会社サンユウの社外取締役を兼務しております。これらの兼務先と当社の間には取引その他の関係はありません。
- ・監査役 福井恵子氏は、株式会社光洋の常勤監査役を兼務しております。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 高島健一、矢部謙介の両氏は取締役会に出席し、それぞれの豊富な専門知識と経験、社外の立場から助言・提言を適宜行っております。

監査役 清水良寛、福井恵子の両氏は監査役会及び取締役会に出席し、それぞれの専門的見地・経験から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言等を適宜行っております。

取締役会・監査役会への出席状況

社外役員氏名	取締役会 (17回開催)	監査役会 (15回開催)
取締役 高島健一	17回出席	—
取締役 矢部謙介	13回出席	—
監査役 清水良寛	17回出席	15回出席
監査役 福井恵子	13回出席	10回出席

- (注) 1. 取締役 矢部謙介氏の出席状況は、2018年5月16日取締役就任後の出席回数であります。
2. 監査役 福井恵子氏の出席状況は、2018年5月16日監査役就任後の出席回数であります。

③ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

社外監査役 1名 13百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
37百万円
- ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
37百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である永旺美思佰樂（江蘇）商業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

なお、2018年5月16日開催の取締役会において一部改定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ企業倫理観の向上を図るため次のコンプライアンス体制を構築しております。

- ①イオングループとして共有する「イオン行動規範」及び当社の「私達の理念」を全ての行動の基本理念とし、これを取締役、使用人に対し周知徹底するために、「ハンドブック」、「コンプライアンス基礎」等を通じて法令遵守と倫理意識の向上を図っております。
- ②法令遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る施策の整備・運用状況を審議する機関として、取締役、各部門長を委員とする「リスク管理委員会」を定期的実施しています。また、「内部統制推進委員会」を定期的に開催し、内部統制システム及び財務報告に係る内部統制の構築・推進について審議しております。重要な課題については、取締役会で報告しております。
- ③財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる各種規程・マニュアル・手順書の整備を進めるとともに、財務・経理関係の組織・体制の強化を進め、さらにその関係及び本部署内各部署の内部監査を強化・充実しております。
- ④取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制としております。また、使用人については、当社独自の内部通報制度（マックスバリュ中部110番）またはグループ全従業員を対象としたイオン内部通報制度（イオン行動規範110番）により直接報告できる体制を整えております。
- ⑤当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録及び関連資料、執行役員会議議事録及び関連資料、取締役を最終決裁者とする決裁申請書、通常決裁申請書等、取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関する資料とともに「文書管理規程」、その他関連規程に従い、各主管部

署が保管しております。

- ②監査役から上記の文書等の閲覧請求があった場合、速やかに提出できる状態を維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制として、「リスク管理規程」「リスク評価規程」に基づき、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク）の責任及び対応部署を定めるとともに、企業集団としてリスクを統括的に管理する体制を確保しております。
- ②定期的に「リスク管理委員会」を開催し、各部署のリスク管理の状況を確認するとともに、発生事案の原因分析と予防対策の検討を行っております。また、重要な事案については、執行役員会、取締役会にて報告しております。
- ③経営に重要な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応による拡大の防止策、再発防止策を講じております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職務執行を効率的に行うために、経営に係る重要事項については、「組織規程」、「職務責任権限規程」、「会議規程」等の社内規程に従い、各部門の会議、執行役員会で協議した上で、取締役会に提案・決定しております。
- ②取締役会での決定に基づき、各業務部門を執行する取締役は、具体的な施策を迅速・効率的に遂行しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ各社の関係部署が定期的を開催する分野別担当者会議に出席し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する対処事例の水平展開を進めております。当社としては、水平展開の候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告などを適宜受ける体制としており、具体的対応の決定については、当社が自主決定しております。
- ②当社は、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的の子会社の監査を実施するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部門が横断的に指導しております。
- ③子会社は、営業状況、財務状況、その他重要な情報について、当社取締役会において定期的に報告をしております。

④当社取締役が、子会社の取締役会等重要な会議に出席し、統括的に管理及び指導を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①監査役の職務を補助する組織を監査役会事務局とし、監査役は監査役会事務局所属のスタッフに必要な事項を命令することができます。
- ②監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合は、当社の使用人から補助者を任命するものといたします。
- ③監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものといたします。

(7) 上記 (6) の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を必要とするものとします。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

(9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等から当社の監査役への報告を確保するための体制

- ①監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行状況を把握しております。
- ②取締役及び使用人に対し、監査役からの質問、資料閲覧請求があった場合、迅速かつ速やかに対応する体制としております。
- ③各業務執行取締役は、定期的に監査役とのミーティングを行い、業務執行状況を報告しております。

(10) 上記 (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由

として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、使用人等に周知徹底しております。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした時は、経営管理部門が確認を行い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

(12) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との定期的な意見交換の場を設定しております。
- ② 監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家に対し、監査業務に関する助言を受ける機会を設けるものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の「業務の適正を確保するための体制についての決定事項」に基づいて、当事業年度において以下の取り組みを行っております。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査部が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

取締役及び幹部社員を対象としたコンプライアンス研修、主に店長等を対象としたイオン行動規範リーダー研修、担当者を対象とした全従業員セミナー等の階層別教育を実施し、法令遵守と倫理意識の向上を図るとともに、商品部及び営業企画部の担当者を対象とした下請法及び景品表示法等に関する知識の習得にも努めております。

また、社内相談窓口として「内部通報制度」を運用し、コンプライアンスに抵触する事例を未然に防ぐ体制をとっております。

(3) リスク管理に対する取り組み

店舗においての様々なリスクへの対応状況の確認として、監査部が実施する店舗業務監査を当事業年度は120店舗実施しております。また、リスク管理委員会を年3回開催し、事件事故の発生状況を共有するとともに、発生事案の原因分析と予防対策の有効性についての検討を行っております。さらに、リスク評価を年1回実施し、新たなリスクの発見に努めるとともに、重点取り組みリスクを明確にし、事件事故予防に努めております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

経営管理部門及び監査部門は、定期的に子会社であるデリカ食品株式会社及び永旺美思佰樂（江蘇）商業有限公司を訪問し、内部統制の整備状況及び運用状況を確認しております。また、取締役は子会社の取締役会等重要な会議に出席し、統括的に管理及び指導を行っております。

(5) 取締役の職務執行について

取締役会において適正かつ迅速な意思決定ができるよう執行役員会を経営会議に改め、

各執行責任者間で十分な審議を行い、職務責任権限規程を見直し、取締役の職務執行が効率的に行えるよう努めております。

(6) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、常勤監査役からの会社状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、取締役、他幹部社員、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、実効性のある監査役監査の実施に努めております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的・安定的な企業業績の向上を図ることにより、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な配当による利益還元と収益力強化につながる内部留保の充実を行ってまいりたいと考えております。

この政策に基づき、2019年2月期の期末配当金につきましては、2019年4月11日開催の取締役会において、経営基盤の拡充や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化及び業績と株主の皆様への利益還元を総合的に勘案いたしまして、剰余金の配当を、普通株式1株当たり1円増配し、15円とすることを決議いたしました。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2019年5月7日とさせていただきます。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,720	流 動 負 債	22,299
現金及び預金	2,907	買掛金	14,461
売掛金	214	1年内返済予定の長期借入金	832
商品	4,361	リース債務	67
貯蔵品	64	未払金及び未払費用	3,772
繰延税金資産	349	未払法人税等	903
未収入金	3,816	未払消費税等	392
関係会社短期貸付金	4,100	賞与引当金	624
その他の金	907	役員業績報酬引当金	32
貸倒引当金	△0	店舗閉鎖損失引当金	24
固 定 資 産	31,202	設備関係支払手形	263
(有形固定資産)	(22,678)	その他	923
建物及び構築物	12,345	固 定 負 債	5,583
工具、器具及び備品	2,514	長期借入金	117
土地	6,915	リース債務	616
その他	903	役員退職慰労引当金	6
(無形固定資産)	(226)	退職給付に係る負債	246
のれん	100	長期預り保証金	2,792
その他	126	資産除去債務	1,656
(投資その他の資産)	(8,297)	その他	147
投資有価証券	445	負 債 合 計	27,882
繰延税金資産	2,703	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	4,399	株 主 資 本	20,241
その他の金	863	資本金	3,950
貸倒引当金	△115	資本剰余金	7,283
		利益剰余金	9,317
		自己株式	△309
		その他の包括利益累計額	△358
		その他有価証券評価差額金	△33
		為替換算調整勘定	17
		退職給付に係る調整累計額	△342
		新株予約権	66
		非支配株主持分	90
		純 資 産 合 計	20,040
資 産 合 計	47,922	負 債 純 資 産 合 計	47,922

連結損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		174,067
売 上 原 価		128,943
売 上 総 利 益		45,123
そ の 他 の 営 業 収 入		4,476
営 業 総 利 益		49,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		46,462
営 業 利 益		3,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38	
受 取 保 険 金	96	
仕 入 割 引	7	
違 約 金 収 入	11	
受 取 補 償 金	143	
そ の 他	27	325
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
そ の 他	36	68
経 常 利 益		3,394
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	89	89
特 別 損 失		
減 損 損 失	553	
災 害 に よ る 損 失	71	
そ の 他	38	663
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,820
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,201	
法 人 税 等 調 整 額	△147	1,054
当 期 純 利 益		1,765
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△40
親会社株主に帰属する当期純利益		1,806

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで) (単位:百万円、百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年3月1日残高	3,950	7,298	7,951	△346	18,853
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△440		△440
親会社株主に帰属する当期純利益			1,806		1,806
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△15		36	21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△15	1,366	36	1,387
2019年2月28日残高	3,950	7,283	9,317	△309	20,241

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2018年3月1日残高	54	61	△293	△176	78	144	18,900
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△440
親会社株主に帰属する当期純利益							1,806
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△88	△43	△49	△181	△11	△53	△247
連結会計年度中の変動額合計	△88	△43	△49	△181	△11	△53	1,140
2019年2月28日残高	△33	17	△342	△358	66	90	20,040

計算書類

貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,768	流 動 負 債	22,026
現金及び預金	2,219	買掛金	14,447
売掛金	145	1年内返済予定の長期借入金	832
商品	4,234	リース債務	67
貯蔵品	62	未払金	1,583
前払費用	562	未払消費税等	2,012
繰延税金資産	342	未払法人税等	895
未収入金	3,837	未払消費税	389
関係会社短期貸付金	4,100	預り金	389
そ の 他 の 貸 倒 引 当 金	262	賞与引当金	603
	△0	役員業績報酬引当金	32
固 定 資 産	31,235	店舗閉鎖損失引当金	24
(有形固定資産)	(21,955)	設備関係支払手形	263
建物	10,599	その他	485
構築物	1,332	固 定 負 債	5,287
車両運搬具	3	長期借入金	117
工具、器具及び備品	2,426	リース債務	616
土地	6,915	長期預り保証金	2,777
建設仮勘定	20	資産除去債務	1,628
その他	656	その他	147
(無形固定資産)	(221)	負 債 合 計	27,313
のれん	100	(純 資 産 の 部)	
その他	121	株 主 資 本	19,657
(投資その他の資産)	(9,058)	資本剰余金	(3,950)
投資有価証券	445	資本剰余金	(7,584)
関係会社株式	22	資本準備金	5,441
出資	3	その他資本剰余金	2,143
関係会社出資金	335	利 益 剰 余 金	(8,431)
関係会社長期貸付金	332	利益準備金	400
長期前払費用	519	その他利益剰余金	8,031
繰延税金資産	2,550	固定資産圧縮積立金	25
差入保証金	4,384	別途積立金	5,756
その他	580	繰越利益剰余金	2,249
貸倒引当金	△115	自 己 株 式	(△309)
		評価・換算差額等	△33
		その他有価証券評価差額金	△33
		新 株 予 約 権	66
資 産 合 計	47,004	純 資 産 合 計	19,690
		負 債 純 資 産 合 計	47,004

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		172,868
売 上 原 価		128,335
売 上 総 利 益		44,533
そ の 他 の 営 業 収 入		4,517
営 業 総 利 益		49,051
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,661
営 業 利 益		3,389
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38	
受 取 保 険 金	96	
仕 入 割 引	7	
違 約 金 収 入	11	
そ の 他	24	178
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
そ の 他	33	66
経 常 利 益		3,501
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	89	89
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	335	
減 損 損 失	553	
災 害 に よ る 損 失	71	
そ の 他	38	998
税 引 前 当 期 純 利 益		2,592
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,170	
法 人 税 等 調 整 額	△147	1,022
当 期 純 利 益		1,569

株主資本等変動計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで) (単位:百万円、百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2018年3月1日残高	3,950	5,441	2,158	7,600	400	27	4,756	2,118	7,302
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△440	△440
別途積立金の積立額							1,000	△1,000	—
固定資産圧縮積立金の取崩額						△1		1	—
当期純利益								1,569	1,569
自己株式の取得									
自己株式の処分			△15	△15					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△15	△15	—	△1	1,000	130	1,129
2019年2月28日残高	3,950	5,441	2,143	7,584	400	25	5,756	2,249	8,431

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(単位：百万円、百万円未満切捨)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2018年3月1日残高	△346	18,506	54	54	78	18,639
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△440				△440
別途積立金の積立額		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩額		—				—
当期純利益		1,569				1,569
自己株式の取得	△0	△0				△1
自己株式の処分	36	21				21
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△88	△88	△11	△100
事業年度中の変動額合計	36	1,150	△88	△88	△11	1,050
2019年2月28日残高	△309	19,657	△33	△33	66	19,690

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ中部株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 田 誠 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家 元 清 文	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ中部株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ中部株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とマックスバリュ東海株式会社との経営統合に関して、2019年4月10日付で合併契約が締結されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ中部株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原田 誠 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家元 清 文	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ中部株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とマックスバリュ東海株式会社との経営統合に関して、2019年4月10日付で合併契約が締結されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び、同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月11日

マックスバリュ中部株式会社 監査役会

常勤監査役	太田年和	Ⓔ
監査役(社外監査役)	清水良寛	Ⓔ
監査役	本間三男	Ⓔ
監査役	福井恵子	Ⓔ

以上

〈マモ欄〉

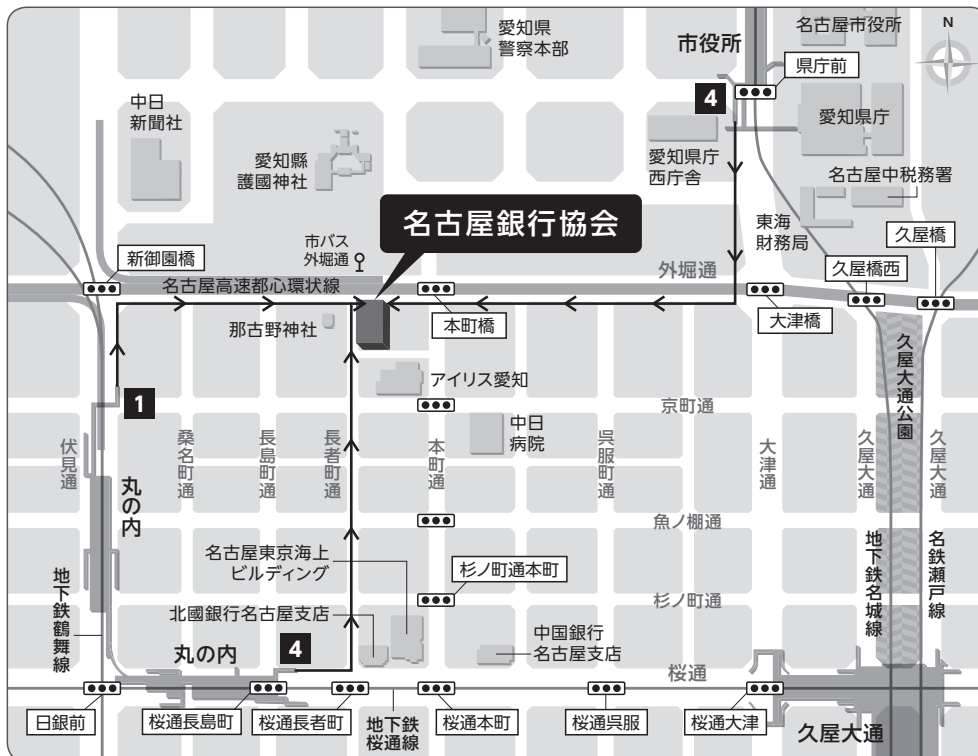
株主総会会場のご案内

【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会5階 大ホール

【TEL】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅 (⑧番のりば) より「外堀通」下車すぐ



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。